

中国不正競争防止法の改正について

吉備国際大学大学院（通信制）知的財産学研究科教授
弁護士・弁理士 谷口 由記

1. 中国不正競争防止法の沿革

(1) 中国不正競争防止法（中国反不正当竞争法、以下「中国不競法」と省略）の改正法案が2017年11月14日に全人代常務委員会で採択されて改正法が成立し、2018年1月1日から施行された。

(2) 中国不競法は1992年に中国が社会主義市場経済を標榜する憲法改正を行った翌年の1993年に制定（同年12月1日施行、33箇条）され、以来24年の長きを経て改正された。改正法は32箇条であるが、改正の趣旨の第1は不競法施行後20年余が経過し、市場経済の発展に伴い新しい業態や商業モデルが次々と出現し現行法を適用できない問題が発生し、その新たに出現した経済活動の競争秩序を攪乱する不正競争行為を取り締まる必要があること、第2に不正競争行為に対する規制と取締体制を完備させ、民事賠償制度の役割を一層増強し、行政摘発措置も一層の改革が期待され、民事責任と行政処罰を有機的に結合させ、かつ、刑事責任を最終的な法的責任とする体系を整備したこと、第3に施行以来独占禁止法・商標法・広告法の各法律が制定又は改正され重複又は不一致点を統合させるための改正が必要であったことが挙げられている。また、行政処罰を加重し、過料（罰款）の最高額が20万元から300万元に大幅に引き上げられた。

改正前は、中国不競法は独占禁止法等の規定を包含していたが、上記のとおり、それらについて別途法律で規定されたことから、今回の改正でそれらの規定は削除された。

(3) 中国不競法は、不正競争行為の規制について、民事責任のほかに行政取締法規として行政機関による調査監督取締りと行政罰則、及び行政機関職員の刑事責任を規定する特色がある。

(4) 行政法規と司法解釈

中国不競法制定後、重要な運用面に関して、下記のとおり下位の法律形式である行政法規が制定されたほか、最高人民法院の司法解釈が公表され、解釈基準が設けられている。

① 周知な商品・営業表示等の不正使用禁止について、国家工商行政管理局から「知名商品特有の名称、包装、装飾を模倣する不正競争行為の禁止に関する若干規定」（1995年7月6日国家工商行政管理局令第33号）が公布された。

② 商業秘密の保護に関して、「商業秘密侵害行為に関する若干規定」（1995年11月23日・国家工商行政管理局令第41号、1998年12月3日・国家工商行政管理局第86号改正）が公布された。

③ 2007年1月12日に最高人民法院から司法解釈として「不正競争民事案件の審理における法律適用の若干問題の解釈」（法釈〔2007〕2号）が公布された。

(5) 改正法案の意見募集稿・送審稿

2010年に国家工商行政管理総局と国務院法制弁公室が共同で不正競争防止法改正の専門家グループを組織して改正作業が始まり、2016年2月26日に改正草案意見募集稿（35箇条）が公表され（3月14日締切）、各方面の意見を踏まえ、同年11月23日に国務院第155回常務委員会で改正草案が承認された。

2017年2月26日に改正草案（第1次送審稿、7条削除し9条追加した35箇条）を公表したが、再度、検討の上、同2017年9月改正草案（第2次送審稿、32箇条）が修正され、2017年11月14日に第12期全人代常務委員会第30回会議で採択され成立し、2018年1月1日から施行された。

(6) 中国では、各省・直轄市その他の地方人民政府で不正競争防止に関する条例を制定しているのが特色であり、不正競争防止法の規定と若干の相違を設けていることもあり注意する必要がある。

2. 改正法の概要

(1) 不正競争行為の新設

① 改正法は、中国におけるインターネットを利用した商品サービス提供取引（eコマース）が日本以上に進んでおり、消費者被害が拡大しているために、インターネット上の不正競争行為を規制する必要がある、ソフトウェア等の技術的手段を利用したインターネット分野における他の事業者及び利用者の行為への妨害、制限等新たに不正競争行為として規定した。中国ではネット販売が拡大を続け、毎年11月11日を「双11」と名付けたネット販促日とされ、2017年11月11日の1日で天猫、淘宝のネットショッピング総売上高1682億元（日本円で2兆7753億円）を記録し、虚偽宣伝等に対する取締機関である工商行政管理局も重点的な取締りを展開したが、インターネット販売に関する不正競争行為の制定が待たれていたところである。

② その他、周知表示混同行為、贈収賄行為、虚偽宣伝行為、商業賄賂行為、営業秘密侵害行為、業務信用毀損行為等についても、事業者の公平公正な競争取引の実現に向けての改正点が盛り込まれた。

(2) 監督機関の取締りの強化

1993年に中国不競法が施行されて以来24年間の全国各級の工商部門及び市場監督部門の取締状況は、不正競争案件数70万件、案件価格総額437億元、没収金額100億元、不正競争行為の内訳は、模倣冒用案件20.7万件、虚偽宣伝案件26万件、商業賄賂案件2.7万件、制限競争案件1.5万件と報告されている。

(3) 民事責任の拡大と民事賠償責任優先の原則

最高人民法院が公表したデータでは2015年度の不正競争紛争新受案件は2181件で前年比54%増という大きな伸びを示しているが、改正法は民事賠償責任優先の原則を明記して、被害者保護を優先した。

(4) 行政処罰としての過料（罰款¹）

上記のとおり改正法は不正競争行為に関する行政処罰を加重し、特に過料（罰款）額を大幅に増額した。

(5) 削除条項

改正前の独占禁止法等による規制関連規定10箇条（後記）は削除された。

3. 改正条項の解説

以下、改正法の条文に沿って解説する。条文の見出しは筆者が記載した。

1 行政処罰として罰款は刑事罰の罰金とは異なる。日本語訳では「過料」が正しい。